

住宅用火災警報器のご案内

■10年経ったら取り替える。

東京都では平成16年10月1日から新築住宅での取り付けが義務づけられ、平成22年4月1日から全ての住宅に設置が義務付けられました。

住宅用火災警報器は古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあります。

取り替えの目安は10年です。

10年経ったら取り替えるようにしましょう。

■まずは、動作確認し、音を聞いてみましょう。



■設置時期を調べるには？

火災報知器を設置したときに記入した「設置年月」、または、本体に記載されている「製造年」を確認してください。

■購入する場所

電気器具販売店、防災設備店、ホームセンター、家電量販店などで販売しています。

また、下記のあっせん業者でも購入できます。

【あっせん業者一覧】

名称	所在地	電話	ファックス
岡防災工業(株)	〒176-0024 練馬区中村3-5-20	03-3990-2141	03-3990-2784
(有)消防技術サービス	〒176-0002 練馬区桜台5-20-4	03-3991-3679	03-3991-3633
須藤電機工業(株)	〒176-0024 練馬区中村2-30-8	03-3990-3930	03-3990-3919
練馬防災設備業協同組合 (組合員各社)	〒177-0044 練馬区上石神井4-2-5-107	03-3920-3675	03-5991-1581
	(株)アンゼン (株)村田防災 (有)カネヨ防災 東栄(株) ワカムラ防災		

■火災警報器の給付事業について

火災警報器は次の①～③すべてに該当する方で、防火の配慮が必要な方（調査票により判定）に給付します。

①65歳以上の方、②介護保険の要介護認定が3～5（認知症と診断された方は1、2）の方、③ひとり暮らしの方
詳しくは練馬区高齢者支援課高齢給付係（電話 5984-2774）までお問い合わせください。

■お問い合わせ

練馬区危機管理課 電話 5984-1686